

野菜自給力強化体制づくり事業 Q&A

(令和8年5月22日 時点)

(問1)本事業はどのような目的で実施されるのか。

(答1)

担い手が減少するなか、野菜の栽培面積を拡大し自給力を高めるためには、農作業の省力・軽労型生産への転換が急務となっています。本事業は、意欲ある農業者等を対象に、農作業の分業化(育苗、定植、防除、出荷調製等)や、機械化による省力・軽労型の生産・出荷体系を構築するための実証試験に係る機械導入等の取組を支援し、県内野菜産地の生産拡大を図ることを目的としています。

(問2)事業実施主体の考え方について教えてほしい。

(答2)

本事業の実施主体は、機械化による省力・軽労型生産体系構築の余地が多いと考えられる露地野菜について、省力・軽労型生産・流通体系に意欲的に取り組む農業者等(農業者、農業法人、農業協同組合)とします。

(問3)補助対象とする設備はどのようなものか。

(答3)

省力・軽労型生産への転換や出荷調製の分業化等に必要な機械とします。詳細については、別表2に示します。

(問4)補助金の上限(下限)はあるのか

(答4)

補助金の上限は100万円とします。なお、下限は20万円とします。

(問5)既存機械の更新であっても補助対象となるのか。

(答5)

いわゆる単純更新(買い替え)は補助対象になりませんが、既存設備から機能向上が図られる場合は補助対象となります。

なお、機能向上が図られたことを示す資料(カタログ等の比較など能力を比較できるもの。)の提出が必要です。

(問6)中古機械は補助対象となるのか。

(答6)

中古機器の導入は可能です。ただし、法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数が2年以上であることが必要です。

(問7)見積書の添付は1者でよいか。

(答7)

原則、複数者(2 者以上)による相見積りを行い、事業費の削減に努めていただく必要があります。ただし、該当する機械の取扱いが1者のみの場合を除きます。

(問8)既に導入した機械は、補助対象となるか。

(答8)

交付決定又は交付決定前着手届の提出以降の取組が補助対象となるため、これ以前の取組は補助対象とはなりません。

(問9)予算額を超える申請があった場合の対応いかん。

(答9)

申請の総額が予算額を上回った場合には、事業実施要領第9条に基づき、事業実施計画書のポイント付けを行い、採択・不採択を決定します。なお、ポイントが同点の場合、事業費がより低額のを優先採択するものとします。

(問 10)補助対象機械を使用した取組については、どのような取組を行えばよいか

(答 10)

野菜の栽培面積拡大のため、省力・軽労型の生産・出荷体系の構築を目指す取組とします。

(問 11)事務手続きの流れはどのようになっているのか。

(答 11)

別添「事務手続きのフロー」を参照してください。

(問 12)公募終了後のスケジュールはどのようになるか。

(答 12)

公募終了後、速やかに採択結果の通知をさせていただくとともに、事業計画の承認及び補助金の割当内示を進め、できる限り早期(7 月上旬以降)に事業着手いただけるよう事務手続きを行っていきます。

(問 13)栽培が来年度となる作物も対象となるのか。

(答 13)

対象となります。なお、別記様式第1号や第18号様式へ記入する現状栽培面積については、事業実施要領第6条第2項に基づく実証試験を行う年度の面積を記載してください。

(問 14) 農業機械の納品が、販売店またはメーカーの都合で事業実施期間内に間に合わない場合の対応いかん。

(答 14)

複数の販売店から見積りを取り、納品日を確認した上で、年度内に事業が完了するよう計画を策定してください。

(問 15) 県外に居住しているが、実証の取組を三重県内の農地で行う場合は対象となるか。

(答 15)

三重県内の農地において野菜生産を行っており、かつ実証試験も県内農地において実施する場合は対象となります。

(問 16) 自動操舵システムの導入は対象となるか。

(答 16)

自動操舵システムが、農作業の省力化や軽労化に資すると認められる場合には、補助対象となります。事業実施計画書にて、導入する自動操舵システムがどのように露地野菜の省力・軽労型生産体系の確立に寄与するのか、具体的な内容を記載してご申請ください。ただし、既存設備から機能向上が図られる場合は更新ではないとされますが、それを証明する資料の添付が必要ですのでご注意ください。

(問 17) 栽培面積は、実面積ではなく、延べ面積(同一面積の連作)でもよいか。

(答 17)

延べ面積での記載でも可能です。計画書へは、実面積及び延べ面積をご記載ください。

(問 18) JA 子会社も事業の活用は可能か。

(答 18)

本事業の補助対象者は「露地野菜を栽培する農業者等(農業者、農業法人、農業協同組合)」としており、JA 子会社も本事業の活用は可能です。

(問 19) 本事業で導入した機械を野菜以外の品目(水稻等)でも使用してよいか。

(答 19)

他の品目(水稻等)の生産を主目的として使用することはできません。本事業は、あくまで露地野菜の省力・軽労型生産・出荷調製体系の構築を支援することを目的としています。したがって、導入した機械の主たる用途は、本事業の目的である露地野菜の生産に限定されます。

(問 20) 現状の露地野菜栽培面積は、作業受託面積も含めて記載するのか。

(答 20)

作業受託面積は含めません。導入を予定している機械を活用する品目について、ご自身で栽培されている面積のみ記載してください。

(問 21) 第 18 号様式中の「事業計画の内容を補足するために必要な資料」とはなにか。

(答 21)

県普及組織の指導のもと実証する試験内容に関する資料や、その他必要と考えられる資料を添付してください。